

老齢・障害給付 加給年金額支給停止事由該当届

配偶者加給年金額が加算されている受給権者の配偶者が老齢・退職または障害を支給事由とする年金が受けられることになったときの届書

54	57	80	(注) 年金額の全部について支給が停止されている場合は、提出する必要はありません										
受給権者	① 個人番号(または基礎年金番号)および年金コード (基礎年金番号(10桁)で届出する) (場合は左詰めでご記入ください。)			個人番号(または基礎年金番号)						年金コード			
	② 生 年 月 日			大・昭・平・令						年	月	日	
加給年金額対象者	③ 配偶者の氏名			大・昭・平・令						年	月	日	
	④ 配偶者の生年月日			大・昭・平・令						年	月	日	
	⑤ 配偶者が公的年金制度等から支給を受けることとなった年金等の名称およびその支給を行う制度の名称等 ※裏面の「記入上の注意」をご覧ください。			年金等の名称									
				制度の名称			個人番号(または年金証書の基礎年金番号)・年金コード・恩給証書等の記号番号等						
⑥ 上記⑤の年金を受けることとなった年月日			大・昭・平・令						年	月	日		
※ 年金額 改定 54	改定年月日		事由	◎状態表示	※ 支払 調整 57	事由	調整額						
	年	月	日	25			基	+	-				
							付	+	-				
							上	+	-				
							独	+	-				
※ 配偶者基礎年金番号・年金コードの訂正・収録			80	1		2							

令和 年 月 日 提出

※印欄には記入しないでください。

郵便番号 □□□□ - □□□□

住 所

受給権者

(フリガナ)

氏 名

自宅の電話番号 () - () - ()

(裏面の「記入上の注意」をよく読んでからご記入ください。)

実施機関等
受付年月日

《記入上の注意》

②および④の年号は、該当する文字を○印で囲んでください。たとえば、生年月日が昭和25年8月21日生まれの場合は、

「

大	昭	平	令						
				年		月		日	
		2	5		0	8		2	1

」 のようにご記入ください。

⑤および⑥は、加給年金額の対象者である配偶者（夫または妻）（以下「配偶者」とする。）の年金についてご記入ください。**なお、配偶者が厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金等の受給権を有している場合は、以下についてご確認の上、ご記入ください。**

- ・ 配偶者が下記（イ）に該当する場合には、配偶者が支給を受けることとなった老齢又は退職を支給事由とする年金の名称およびその支給を行う制度の名称等、その支給を受けることとなった年月日をご記入ください。
- ・ 配偶者が下記（ウ）に該当する場合には、配偶者が支給を受けることを選択した年金の名称およびその支給を行う制度の名称等、その支給を受けることとなった年月日をご記入ください。

【加給年金支給停止規定の見直し】

法改正により令和4年4月以降の受給権者の加給年金は、配偶者が厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金等の受給権を有している場合は、令和4年4月以降、配偶者の年金の支給状態にかかわらず、支給を停止することとなりました。

ただし、以下のアおよびイの要件を満たす場合については、令和4年4月以降も引き続き加給年金の支給を継続する経過措置が設けられています。

ア 令和4年3月時点で、受給権者の老齢厚生年金または障害厚生年金に加給年金が支給されている

イ 令和4年3月時点で、加給年金額の対象者である配偶者が、厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金等の受給権を有しており、全額が支給停止されている

なお、上記経過措置は、以下の（ア）～（ウ）のいずれかの要件に該当した場合に終了となり、（イ）または（ウ）に該当する場合は、経過措置終了の届出が必要となります。

（ア）受給権者の老齢厚生年金または障害厚生年金の全額が支給停止されることとなったとき

（イ）配偶者が失業給付の受給終了により老齢厚生年金の全額支給停止が解除されたとき

（ウ）配偶者が、年金選択により他の年金の支給を受けることとなったとき

※「公的年金制度等」とは、次の制度です。

1. 国民年金
2. 厚生年金保険法（旧法の年金のみ）
3. 船員保険（旧法の年金のみ）
4. 国家公務員共済組合
5. 地方公務員等共済組合
6. 私立学校教職員共済
7. 農林漁業団体職員共済組合
8. 恩給
9. 地方公務員の退職年金に関する条例
10. 日本製鉄八幡共済組合
11. 執行官
12. 旧令による共済組合等
13. 戦傷病者戦没者遺族等援護

※「老齢・退職を支給事由とする年金」には、次の年金は含まれません。

1. 国民年金の老齢年金、通算老齢年金および老齢基礎年金
2. 厚生年金保険、船員保険の通算老齢年金
3. 各共済組合等の通算退職年金および退職共済年金（その額の計算の基礎となる期間の月数が240月未満のものに限る。）